

京都市告示第 1 9 8 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 7 月 1 日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	岩倉水9012号	左京区静海市原町840番地地先 左京区岩倉幡枝町246番地地先
2	岩倉水9013号	左京区岩倉幡枝町269番地2地先 左京区岩倉幡枝町269番地2地先
3	岩倉水9014号	左京区岩倉幡枝町269番地1地先 左京区岩倉幡枝町265番地4地先
4	岩倉水9015号	左京区岩倉幡枝町265番地1地先 左京区岩倉幡枝町261番地4地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)